取引業者院内立入制限について

<不要不急の訪問はご遠慮ください>

現在、国内での新型コロナウイルス関連肺炎の感染・流行が確認されております。 当院では、入院治療中の患者様へ感染を広げないため、取引業者 (医薬品・ 医療機器・医療材料・設備等)の院内立ち入りを、当面の間制限 させていただきます。

病棟への立ち入りは原則禁止になります。

御用のある方は総務企画課に電話連絡をお願い いたします。

総務(255-975-3031)

経 理(☎055-975-5327)

なお、下記の点にご留意ください。

- 1. 院内の訪問等は<u>急を要する場合・病院からの要請があった場合</u>のみにしてください。
- 2. 医師等の面会は、電話またはメールで済ませるよう自粛願います。
- 納品担当者は、37.5℃以上熱がないこと・呼吸器症状がないことを確認し、 来院してください。
- 院内に入る時は、マスクを着用してください。
 (マスクは各自準備して頂きますようお願いいたします)
- 5. 院内に入る時は、手指消毒をお願いします。
- 6. 許可なく院内への立ち入りはご遠慮ください。

ご理解・ご協力の程、宜しくお願いいたします。